別表(第5条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 認　定 | 基　準 | 要介護度 |
| 障害者 | (1)　知的障害者(軽度・中度)に準ずる者 | 介護保険主治医意見書認知症高齢者の日常生活自立度　ランクⅡ以上 | おおむね要介護1から3 |
| (2)　身体障害者(3級～6級)に準ずる者 | 介護保険主治医意見書認知症高齢者の日常生活自立度　ランクA以上 |
| 特別障害者 | (1)　知的障害者(重度)等に準ずる者 | 介護保険主治医意見書認知症高齢者の日常生活自立度　ランクⅢ以上 | おおむね要介護3から5 |
| (2)　身体障害者(1級、2級)に準ずる者 | 介護保険主治医意見書認知症高齢者の日常生活自立度　ランクB以上 |
| (3)　寝たきり高齢者 | 介護保険主治医意見書認知症高齢者の日常生活自立度　ランクC以上※常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること(6か月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態) | おおむね要介護4から5 |

障害者控除対象者認定基準表

(注)

 1　 介護保険主治医意見書に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が、ランクCである場合、認定調査票(基本調査)2―2「起き上がり」、2―3「座位保持」、2―4「両足での立位保持」、2―5「歩行」、2―6「移乗」、4―5「排尿」、4―6「排便」の項目ができないに該当し、かつその状態が6ヶ月以上存続している場合以外は、障害事由が「身体障害者(1・2級)に準ずる」特別障害者として認定する。

2　 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102―2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知を改訂)に基づく対象者の寝たきり度

3　 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成18年4月3日老発第0403001号厚生省老健局長通知)に基づく対象者の認知症の程度